

徳島県告示第四百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年八月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う訪問看護事業者			担当する 医療の種類	変更 年月日
名称	所在地	名称	旧 所在地	新 所在地		
株式会社デザインケ ア	愛知県名古屋市中村区 名駅二丁目三八番二号	みんなのかかりつけ訪 問看護ステーション徳 島	徳島市中前川町五丁 目一〇・一ルナ前川 三〇三号室	徳島市出来島本町二 丁目四二番地一〇	育成医療（訪問 看護） 更生医療（訪問 看護）	令和七年五月 一日